

地域医療構想の策定について

1 地域医療構想策定の趣旨

- 団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年（平成 37 年）を見据え、医療提供体制の改革が急務の課題となっている。
- バランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、平成 26 年 6 月の法改正により、来年度以降、県が、将来目指すべき医療提供体制等を「地域医療構想」として策定することとなったもの。

具体的には、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまで一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される体制を、急性期から回復期などへの病床転換や、在宅医療の提供体制の構築といった形で描くとともに、これを実現するための施策についても明らかにしていくもの。

2 地域医療構想に盛り込む内容

- (1) 2025 年の医療需要
 - ・入院・外来別・疾患別患者数 等
- (2) 2025 年に目指すべき医療提供体制
 - ・二次医療圏ごとの医療機能別の必要量
- (3) 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
 - ・病床の機能の分化及び連携の推進
 - ・在宅医療の充実
 - ・医療従事者の確保・養成

3 地域医療構想の検討体制及び策定スケジュール（案）

⇒ 資料 5 - 2 のとおり。